

令和5年度「埼玉県議会だより」点字版制作及び配布業務委託仕様書

1 規格

B5判 冊子点字版

2 発行回数

年4回（2月、6月、9月、12月定例会分）

「埼玉県議会だより（8ページ物）」の点字版・・・2回

「埼玉県議会だより（4ページ物）」の点字版・・・2回

3 ページ数（見込み）

「埼玉県議会だより（8ページ物）」の点字版・・・94ページ

「埼玉県議会だより（4ページ物）」の点字版・・・48ページ

※令和4年度の状況

169号（8ページ物）・・・91ページ

170号（8ページ物）・・・80ページ

171号（4ページ物）・・・43ページ

172号（4ページ物）・・・44ページ

4 発行部数（予定）

毎回 359部 ※発行の都度県が指示する

※令和4年度の状況

169号・・・365部

170号・・・361部

171号・・・358部

172号・・・352部

平均 359部

5 発行日（発送完了日）

県が指定する日

※令和4年度の状況

169号・・・令和4年 5月 16日

170号・・・令和4年 8月 18日

171号・・・令和4年11月 28日

172号・・・令和5年 2月 1日

6 点字版の制作及び配布

(1) 原稿は、「埼玉県議会だより」発行日の9日前（土曜日、日曜日及び祝日を含む）に送付する。令和5年度の1回目の「埼玉県議会だより」の発行は令和5年4月29日（土）を予定している。

(2) 作成については、元原稿を基本とし、必要に応じて校正等を行い、点字版を作成する。

- (3) 校正を行う際には、確認するためひらがな等に変換したもの（墨字）を提出すること。
- (4) 点字版は、2か所を留め具で固定し、見開きがしやすいよう制作する。
- (5) 作成した点字版は、名簿に基づいて県が指定する日までに発送するものとする。
- (6) 送付先名簿は、県議会事務局政策調査課が作成する。

7 完了報告書

受託者は、発行後速やかに当該発行業務の結果の概要を記した書面を添えて、県議会事務局政策調査課に完了報告をするものとする。